

第2回 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 議事概要

日時：平成29年4月10日（月）13：00～15：00

場所：中央合同庁舎第3号館 4階特別会議室

議題「(1) 改正道路交通法の施行等について」、警察庁より説明を行った。次に、議題「(2) 皆で地域交通をつくるための各サービスの改善について」及び議題「(3) 当面のとりまとめの方向性について」、国土交通省より説明を行った。その後、議題「(4) 意見交換」を行った。意見交換における委員の主な発言は次のとおり。

【自家用有償旅客運送について】

- 「運営協議会における合意形成のあり方検討会」のとりまとめや、自家用有償旅客運送の登録に係る地方公共団体への権限移譲時の制度変更の内容を周知するとともに、地方公共団体の自主的な運営に任せるだけではなく、こういったことができるというモデルを国が示す必要があるのではないか。
- 自家用有償旅客運送の登録に関する権限が移譲されたが、移譲されたのは事務のみで自らできることは少ないと捉えている地方公共団体が多い。権限移譲を受けることで地方公共団体がどういったことができるのか、しっかり周知して欲しい。
- 自家用有償旅客運送（特に、公共交通空白地有償運送）の導入が進んでいないことは制度に問題があるのか、それ以外の要因があるのか。実態を踏まえた検討が必要ではないか。

【「共助」による運送について】

- 現場レベルで必要性は感じているものの、運転ボランティアに適した保険や市町村等が保険料を負担できるような仕組み等が必要ではないか。また、事故のリスク等を考慮すると、行政が積極的に運転ボランティアを推奨することは難しくなる。
- 福祉有償運送の対象者でない高齢者や都市部の交通空白エリアの移動困難者を救うためには、許可・登録が不要な運送の範囲を広げることが必要ではないか。
- 公共交通が衰退してしまっている現状を踏まえると、共助による運送の取組をすぐにも進めていく必要がある。
- 共助による運送は、白タク行為の防止、防犯の観点も踏まえた上で実施する必要がある。また、共助による運送で金儲けをされるのは困る。

【中間とりまとめについて】

- 「運営協議会における合意形成のあり方検討会」のとりまとめや、自家用有償旅客運送の登録に係る地方公共団体への権限移譲及び同時に行われた制度変更等の内容について、ガイドライン化するとともに、セミナー等で周知を図るなど、今でもできることを明らかにする取組も中間とりまとめに盛り込むべきではないか。
- 中間とりまとめをまとめるに当たっては、利用者目線を意識すべき。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画に触れないのは違和感がある。
- 国交省と厚労省、交通と高齢者福祉の更なる連携が必要。「互助」、「共助」の言葉の使い方・定義にもギャップがある。言葉の使い方・定義を統一して欲しい。
- 地方公共団体の人材育成が重要。加えて、地方公共団体内での福祉部門と交通部門との連携を促進することが重要。両者が参画する場を作ることも有効ではないか。
- 高齢者の移動手段の確保は、項目を並べてどれか一つやれば良いというものではなく、個別的・重層的な支援が必要。事業制度ごとに検討するのではなく、それらをつなぐストーリーも必要。過疎地等では貨客混載や見守りサービスなどで少ない需要の密度を高める取組も大事。
- 北九州市の立地適正化計画の作成を受けて移動手段の確保について道路運送事業者や鉄道事業者で議論する場をつくった。事業者としても地方公共団体のコンパクトシティ化の動きにあわせた取組の必要性を感じており、地方運輸局には、そうした地方公共団体への仲介等の支援をいただきたい。
- タクシーの活用については、タクシーの定額制や時間制運賃のあり方なども中長期的には検討が必要ではないか。
- バスの活用についても中間とりまとめに入れていただきたい。

次回検討会では、6月に本検討会の中間とりまとめを行うため、「中間とりまとめ（案）」の議論を行うこととなった。また、中間とりまとめに盛り込まない事項についても、さらに議論を深めることが必要な場合は、6月以降も継続して議論することとなった。

以上